

県知事などから申出のあった会議の開催への回答について

7月8日（水）に海老名市長、県町村会会長及び県知事から横浜市、川崎市及び相模原市の三政令市長に対して申出のありました、「「特別市」制度に関する神奈川県6者会議（仮称）」の開催について、本日、回答しましたのでお知らせします。

1 これまでの経緯

- （1）令和8年6月1日（月） 「特別市制度及び県内の持続可能な行政運営のあり方」をテーマとして、三政令市長連名により、四首長懇談会の開催を県知事に申出
- （2）令和8年6月10日（水） 県知事から、本テーマについては四首長懇談会の枠組みでは協議できない旨の回答
- （3）令和8年6月22日（月） 上記県知事からの回答に対して、三政令市長連名により、四首長懇談会の開催を県知事に再度申出
- （4）令和8年7月8日（水） 県知事から、再申出に対して協議できない旨の回答
- （5）令和8年7月8日（水） 海老名市長（三政令市を除く16市代表）、県町村会会長及び県知事から 三政令市長に対し「「特別市」制度に関する神奈川県6者会議（仮称）」の開催の申出

2 回答内容

三政令市は、「特別市制度及び県内の持続可能な行政運営のあり方」について議論するため、「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」の開催について、2度にわたる申出を行いましたが、県知事の意向により開催に至っておりません。

県知事の現行の政令市制度を前提とした発信により、特別市制度全体に対する理解がミスリードされている中で、県内市町村を交えて協議を行うことは、市町村と政令市の間に分断を進め、県民・市民の不安を生じさせることになりかねません。

つきましては、新たな会議体をつくるのではなく、まずは、既存の枠組みである四首長懇談会において、県知事と三政令市長が建設的かつ冷静な議論を行う環境を整え、対話を行っていくべきであり、その上で、客観的なデータに基づく情報を県内市町村や県民・市民の皆様に丁寧にお伝えしていく必要があると考えます。

問合せ先

川崎市総務企画局都市政策部

地方分権・特別市推進担当 小林

電話：044-200-2475（内線 23122）